

Brexitにあたり日系企業が 取るべき具体的な対応

岩村浩幸
パートナー弁護士
アシャースト法律事務所

2019年10月



自己紹介

- アシャースト法律事務所ロンドンオフィス コーポレート部門 パートナー
- 資格
 - 2003年米国法弁護士(NY州及びNJ州)
 - 2005年英国法弁護士(英国及びウェールズ)
- 専門
 - 会社法全般(M&A、組織再編、会社清算、一般契約書のレビュー)
 - コンプライアンス(GDPR、競争法、贈収賄法、雇用法 等)

The background features a white space with several colored elements: a dark red square in the top-left, a yellow square in the top-right, and a vertical orange rectangle on the left side. A horizontal line with a repeating pattern of orange, dark red, and yellow segments runs across the middle of the page.

昨今の法的な動き

ashurst

最高裁判所による判決(1/2)

- 9月24日に英国最高裁判所が、ボリス・ジョンソン首相による議会の休会(Prorogation)の合法性に関する判決を下した
- 7月下旬にスコットランドの複数の議員が議会の休会は違法であるという訴訟を提起
 - スコットランドの地裁では裁判所で判断すべき問題ではない(not justiciable)との判決が出されたが、高裁においてそれが覆され違法との判決が出された
- 8月末から9月初旬にかけては、イングランドでジーナ・ミラーが政府に対して起こした裁判をはじめとして、議会の休会に対する裁判が様々な個人や団体により複数起こされた
 - ちなみにミラー女子による裁判は裁判所で判断できない問題であるとして却下
 - ジーナ女史は、2017年にも政府に対してBrexitに関する訴訟を起こして勝訴しており、Brexitの手続きにおいて、EUとの最終的な合意は議会の承認を得なければならないという判決が最高裁によって出された
- これらの判決は最高裁判所に上訴され、スコットランドのケースとミラー女史のケースが最高裁判所により上訴が受け入れられることとなった。
 - 最高裁判所は、問題となっているポイントは同じであるとして、一つの判決で判断を行った
- 判決で判断された問題は「9月初旬から10月中旬までの5週間議会在休会されるべきであるとした首相から女王への進言が合法であったか」
- 本件ではBrexit自体が合法であったかどうか議論されているわけではなく、判決にもBrexitの善悪については触れられていないことに注意

最高裁判所による判決(2/2)

- 休会 (Prorogation) とは何か
 - 英国の議会は「セッション」と呼ばれる単位で行われる(1セッションは通常1年)
 - 休会という手続きを通じてセッションは終了され、女王のスピーチをもって次のセッションが開始される
 - その間は、上院・下院共に議論や法律の可決はできない上に、議員と政府・首相間のやり取りも公には行えない
 - セッション終了時には議論されていた法案は無効となり、次のセッションで手続きを最初から行うことが求められる
 - 休会の権限は国王にあるが、政府の提案に基づいて国王が同意することで、休会がされることが一般的
 - 休会される期間は4~6日であることが一般的
- 最高裁判所ではどのような判断がなされたか
 - 最高裁判所は両方のケースにおいて以下の四つの問題が判断されるべきとしている:
 - 1. 首相の女王に対する進言が合法であったかどうかは裁判所で判断されうる問題か?
 - 2. そうだとすると、どのような基準で合法性が判断されるべきか?
 - 3. その基準に従った場合、進言は合法であったか?
 - 4. もし合法でなかった場合、どのような救済措置を裁判所は講じるべきか?
 - これらの問題に対して裁判所は詳細な分析を行い以下のような結論を出した:
 - 1a. 裁判所で判断されうる問題である
 - 2a. 議会の独立性を政府は犯してはならない上に、政府は議会に対する説明義務を有する
 - 3a. 5週間にもわたる長期の休会は上述の基準に照らし合わせると問題であり、その期間を正当化する理由も政府より出されていないために、違法である
 - 4a. 首相による進言は違法であり、その結果行われた議会の休会は無効である

ジョンソン首相が議会を無視してBrexitを進めることがより難しくなった

英国政府による新しい提案(1/3)

- 2019年10月2日に英国政府はEUに対して、EU離脱に関わる合意についての新しい提案を提出
- 新しい提案の概要
 - 移行期間の終了後は、北アイルランドがEUの公衆衛生、植物検疫、農作物に関するルールに従う
 - 他の製造品に関しても、市場への投入に関するルールについては、北アイルランドはEUのルールに従う
 - 英国の他の地域から北アイルランドに輸入される農作物や製品については、英国側の国境でEU法に基づいたチェックを行う
 - これらの実現のために、北アイルランドと他の英国地域の間で輸出入を行う業者は、適切な当局に対して事前の通知(製品の概要、生産地、輸出入業者の詳細、出荷地・受取地 等)を行う
 - 他国から北アイルランドに輸入される物品については、英国税関で通常のチェックが行われる。
 - これらの取り決めについては北アイルランド自治政府が同意をしなければならない
 - 移行期間の終了直前、およびその後4年ごとに北アイルランド自治政府がこの仕組みに同意する機会を与えられる
 - 北アイルランド自治政府が同意をしない場合は、その時点から1年後にこの仕組みは終了するものとする

英国政府による新しい提案(2/3)

- 新しい提案の概要(続き)
 - 移行期間の終了後は英国はEUの関税同盟から完全に離脱するために、英国とEUは異なった関税地域を有する
 - 北アイルランドもEUではなく英国の関税地域に属することとなる
 - アイルランドと北アイルランドの国境は関税の観点からは国境が引かれることとなるが、直ちに国境でのチェックにはつながらず、以下のような手続きを利用して国境でのチェックは最小限にとどめる:
 - 北アイルランド/アイルランド間の物品の輸出入は事前の宣言を利用して通知が行われる
 - 関係する関税当局は、積送品が当該関税地域に入ったことを通知される。これにより、必要に応じて国境ではなく業者の事務所や指定した場所において検査を行うことができる
 - 小規模事業者のために特別の仕組みを導入する
 - 北アイルランドとアイルランドの間の物品の輸出入に関しては、入国・出国の概要宣言(entry or exit summary declaration)が必要ないようにする
 - これらを実現するために特定の業者の承認(trusted trader scheme)、簡素化した税関手続き、一時的な承認手続き(temporary admission)などの仕組みも設ける
 - 付加価値税や物品税については英国・EUがそれぞれ決定を行う

英国政府による新しい提案(3/3)


- 前回のバックストップとの違い
 - 2018年末にメイ前首相がEUと合意したバックストップでは、移行期間後に適切な貿易関係に関する合意がなされていない場合は、合意がなされるまでは：
 - EUと英国の間に単一の関税地域を設ける
 - 北アイルランドに関してはEUの関税などの貿易に関するルールに従う
 - すなわち、新しい関係が構築されるまでは、第三国との貿易に関しては英国はEUの関税同盟のルールに従わなければならない上に、北アイルランドと他の英国地域の法制が異なったものとなることとなっていた(北アイルランドがEU寄りの法制度を貿易に関しては取ることとなる)
 - 今回の政府の提案は移行期間が終了した際に将来関係の交渉が英国とEUの間で終了していない場合は：
 - 現状維持をするのではなく、アイルランドと北アイルランドの間に物理的な国境を設けないために最低限必要となるEUのルールを北アイルランドにおいて英国は受け入れる
 - しかし、英国全体がそのような仕組みに含まれることは拒絶
 - 移行期間の終了後は英国は自由に第三国との貿易関係の構築が許されることとなる

EUがこの提案を受け入れるかは不明である上に、保守党が過半数を有していない議会での承認が必要

合意なき離脱の際の
法的なインパクトと
日系企業が
取るべき具体的な対応

Brexitによる法的な影響

- 基本原則
 - 英国におけるEU法の適用は原則無くなる
 - ただし、2018年6月に施行されたEU離脱法(European Union (Withdrawal) Act 2018)のもとで、Brexit以降も、当面の間はEU法は英国法の一部を構成して適用され続ける
 - 基本的には英国国内の法制度の改正でEU法の適用の継続が決定される
 - 他のEU加盟国において、英国がEUの一部とみなされなくなる
 - 英国で行われた手続き、取得されたライセンスなどが他のEU加盟国で認められなくなる
 - 英国で任命している代理人などを、他のEU加盟国で任命することが必要になる
- 移行期間が設けられた際には、これらの変化は移行期間後に発生する
 - 移行期間の間はこれまで通り英国においてEU法が適用される(EU離脱法の適用は延期となる)
- 中長期的にはEUの法律と英国の法律により大きな差が生まれてくる可能性はある



これらの基本原則に基づいて個別の領域におけるインパクトを
精査することが必要

雇用・移民に関するポイント (1/4)

英国の子会社に、EU、EEA、スイスから来ている従業員がいるが、
帰国しなければならないのか？

回答:

- 既に永住権(indefinite leave to remain)を持っている場合は手続きの必要がなく、継続して英国で居住・就労することが可能
- 永住権を持っていない従業員は、英国政府が設けているEU Settlement Schemeに基づいて申請を行うことで、永住権を獲得することができる
 - 合意なき離脱となった場合には2020年12月31日の期限までに申請を行うことが必要
 - 期限または離脱日までに5年間継続して英国に居住している場合はSettledのステータスの申請を行い、申請が認められた後は英国に永住できる(国籍申請も可能)
 - デッドラインまたは離脱日までに5年間継続して英国に居住していない場合にはPre-Settledのステータスの申請を行い、申請が認められればそれから英国に5年間滞在することができる(その後Settledステータスに変更することも可能)
 - 家族も申請を行うことが可能

施策実行の不可逆性・コスト

- ステータスを得ることで、EU/EEA/スイスの国民が、自国のパスポートなどを失うことにはつながらない
- 申請のコストは無料(専門家を利用する費用?)

雇用・移民に関するポイント (2/4)

EU加盟国の国民であるマネージャーを今後英国の子会社に異動させる予定だが、何らかの手続きが必要か？

回答

- 現在英国に居住していないEU加盟国国民、EEA加盟国国民、スイス人がBrexit後に英国で居住・就労・留学するためには、European Temporary Leave to Remain scheme (Euro TLR)の下での申請が必要
 - 2020年12月31日までに申請を行えば、3年間の滞在許可を得ることができる(予定)
 - 英国国民に与えられるのと同等の社会保障が与えられるために、通常の就労ビザ・学生ビザよりも有利
 - 申請が可能となるのは、英国のEU離脱後
 - それ以降は、2021年に導入予定の新しい移民手続きがEU加盟国国民にも適用されるために、Euro TLRのような優遇策は無くなる予定
 - オーストラリア風のポイントシステムが導入されるとの噂

施策実行の不可逆性・コスト

- ステータスを得ることで、EU/EEA/スイスの国民が、自国のパスポートなどを失うことにはつながらない
- 申請のコストは無料(専門家を利用する費用?)

雇用・移民に関するポイント (3/4)

EUの子会社に、英国から来ている従業員がいるが、帰国しなければならないのか？

回答

- 各国ごとに定められている要件を満たすことが必要
 - 例:ドイツ:合意なき離脱が起こった際には3か月の猶予期間が居住者に与えられ(9か月に延長されるとの噂もあり)、その間に在留申請を行うことが求められる
 - 例:フランス:合意なき離脱が起こった際には1年の猶予期間が居住者に与えられるが、それ以降も滞在を希望する場合には、6か月以内に在留カードを申請することが求められる

施策実行の不可逆性・コスト

- ステータスを得ることで、英国の国民が、自国のパスポートなどを失うことにはつながらない(国によっては調査が必要)
- 申請のコストは国ごとに調査が必要(基本無料)

雇用・移民に関するポイント (4/4)

その他

- 健康保険や年金などの仕組みに変更が起こる可能性があるために、注意が必要
- 英国の運転免許証がEU加盟国では使用できなくなる可能性があることに注意
 - 国際免許証(international driving permit)の取得を検討
- 英国におけるEUの影響を強く受けている従業員の持つ権利に関する法律が直ちに改正されることはない
 - ただし、中長期的には従業員の有する権利が失われる・弱くなる可能性はある

製品の輸出入に関するポイント(1/3)

日本などの第三国から英国の子会社を通じて他のEU加盟国へと物を輸出しているが、何をしなければならぬか？

回答

- 英国から物を輸出するためにはEconomic Operator Registration and Identification (EORI) numberという番号を取得することが必要
 - サービスの提供に関しては必要ない
 - アイルランドと北アイルランド間の輸出入には必要ない
- EU側での輸入者もEU EORI番号を持っている必要があることに注意
- 税関での申告が今後は必要となる
 - National Export System(NES)を通じてオンラインで行うことが可能
 - 運送会社が代理人として行うことが可能
 - Common Transit Conventionを利用することで手続きの簡素化が可能
- 特定の製品の輸出に関してはライセンスが必要となる可能性もあることに注意(軍需品、武器、化学薬品の一部、メディカルデバイス 等)
- 輸入者に関税が課せられる可能性がある

施策実行の不可逆性・コスト

- EORIの申請は無料

製品の輸出入に関するポイント(2/3)

日本などの第三国からEUの子会社を通じて英国へと物を輸出しているが、何をしなければならないか？

回答

- 英国の輸入者がEORI番号を取得することが必要
- EU側での輸出者もEU EORI番号を持っている必要があることに注意
- 税関での輸入に関する申告が今後は必要となる
 - オンラインで行うことが可能
 - 運送会社が代理人として行うことが可能
 - Common Transit Conventionを利用することで手続きの簡素化が可能
- 英国の子会社が輸入者としての関税の支払いを行う
 - 月ごとに支払いを行う手続きを取ることができる
- 特定の製品の輸入に関してはライセンスが必要となる可能性もあることに注意(動植物、木工品、薬・化学薬品、廃棄物、武器 等)

施策実行の不可逆性・コスト

- EORIの申請は無料

製品の輸出入に関するポイント(3/3)

その他

- EUと第三国との間の貿易協定が英国には適用されなくなる可能性にも注意
 - 適用が継続される貿易協定の例: 中米、チリ、東南アフリカ、アイスランド、ノルウェイ、イスラエル、韓国、スイス 等
 - 適用について交渉中の貿易協定の例: アルジェリア、カナダ、エジプト、日本、トルコ 等

製品規格に関するポイント(1/4)

- 製品規格 – 基本的な考え方
 - 製品規格については規則(regulation)と指令(directive)のどちらかでルールが決められている
 - 規則はEUで制定され各EU加盟国で直接適用がなされるが、合意なき離脱が起こった際には同じ法律が英国の国内法として適用される(例: UK GDPR, UK REACH)
 - 指令はEUからの指令に基づいて各国が国内法を制定することで効力が発生する。そのため合意なき離脱が起こった際もそのまま国内法の効力が英国では継続する
 - どちらの場合も法律の改正が多少は行われることとなる
 - 合意なき離脱となった際のインパクトは、製品に適用される法律ごとに調査をすることが必要
 - 例: 某会社の製造する掃除機は以下の法令が適用されるとなっているため、正確性を期すためには全ての法律を調べてインパクトを検討することが必要
 - Low voltage directive 2014/35/EU
 - Electromagnetic Compatibility Directive 2014/30/EU
 - Ecodesign Directive 2009/125/EC
 - Ecodesign regulation for standby off mode electric power consumption EC/1275/2008
 - RoHS Directive 2011/65/EU
 - ただしコストの観点から、ニューアプローチ指令に基づいた法律はまとめて分析することも良くある

製品規格に関するポイント(2/4)

現在日本で製造している製品を英国の子会社を通じて輸入し、英国で販売しているが、何をしなければならないか？

回答

- 合意なき離脱が起こる前に英国市場に投入された製品はBrexit後も継続して販売が可能
 - EU市場に投入されて英国へと輸入された場合も同様(EUの規制を満たしている必要あり)
- Brexit以降に市場に投入される製品には新しいUK Conformity Assessed (UKCA)マークを使用することが必要
 - ただし、政府の通知があるまではCEマークを継続して使用することも可能(期間は現状不明)
 - 物によっては直ちにUKCAマークを使用することが求められるものもあると政府は主張(詳細は不明)
 - UKCAマークの自己申告手続きはCEマークと同じ
 - 認証機関は英国政府により認められた機関を利用することが求められる
 - 既に英国/EU/EEA/スイスでCEマークに関連して任命されている代理人は当面はそのままUKCAマークの代理人として利用することが可能
 - 新規の任命、および化粧品に関する代理人については英国での代理人の任命が必要
 - 商品がEU加盟国を通じて英国に輸入されている場合で、現状EU加盟国の法人のみが輸入者(importer)となっている場合は、英国子会社もUKCAマークに関する輸入者とならなければならない

施策実行の不可逆性・コスト

- 新しい代理人・輸入者の任命はコストがかかる場合もある
- 認証機関の変更についてはデータ移転等に関するコストが発生する可能性が高い

製品規格に関するポイント(3/4)

現在日本で製造している製品を英国の子会社を通じて輸入し、他のEU加盟国で販売しているが、何をしなければならぬか？

回答

- 合意なき離脱が起こる前にEU市場に投入された製品はそのまま販売が可能
 - ただし、合意なき離脱が起こる前に英国市場に投入された製品は、EU市場に投入されたとはみなされず、第三国からの輸入と同様に扱われる
- 自己申告によるCEマークの使用については変更なし
- 英国の認証機関によって行われたCEマークの認証はEU加盟国では認められなくなる(認証自体が英国のEU離脱前に行われたとしても同じ)
 - そのためEUにより認められた認証機関に対してファイルなどを移転して、そちらで新たにCEマークに関する認証手続きを取ることが必要
- 英国に所在する代理人および輸入者はEUでは認められなくなるため、EU加盟国での任命が必要

施策実行の不可逆性・コスト

- 新しい代理人・輸入者の任命はコストがかかる場合もある
 - 選択肢: 既存のEU子会社を任命、現地の販売代理店を任命、新たにEU子会社を設置・任命
 - 輸入者・代理人に課せられる義務をこれらの会社が果たすことができるか
- 認証機関の変更についてはデータ移転等に関するコストが発生する可能性が高い

製品規格に関するポイント(4/4)

その他

- REACH:
 - 英国とEUの両方の法律に従うことが必要となることに注意
 - 例: 別々の登録、それぞれの国・地域における輸入者・単一代理人(only representative)の任命
- 現在フランスの基準に沿った製品をフランスを通じて英国に輸入することは、たとえそのような製品が英国の基準に沿っていなくても許されたが、英国がEUを離脱した後は輸入は英国独自の基準に従っている場合のみに許されることに注意

個別の法分野でのインパクト: 個人情報保護法

- 英国でのGDPRの適用はなくなるが、英国EU離脱法の下で同じ法律が継続して適用されることになるために、英国国内でのコンプライアンスに関して特に対応は必要ない
- 英国がEUから見た第三国と扱われることにより:
 - EUから英国への個人情報の移転が禁止される可能性があるため、適切な法的施策の準備が必要 (SCC)
 - 英国政府は英国からEEAへの個人情報の移転は当面の間は禁止しないとしている
 - 情報漏洩などの事故が起こった際に、英国の当局とEUの当局の両方に連絡を取ることが必要となる可能性がある (現在はどちらかだけでも許される)
 - 拠点がない場合には、英国の企業はEU加盟国に、EU加盟国の企業は英国に、Representativeを任命しなければならない可能性がある
 - 日本に所在しているにも関わらずGDPRの直接適用がある企業は、代理人 (Representative)を英国とEU加盟国の両方で任命しなければならない可能性がある
- 個人情報を第三国に転送するために、英国をハブとした施策をとっていた企業は、施策の見直しが求められる可能性がある
 - SCCにおいて英国企業はExporterではなくImporterとなる
 - BCR
 - 英国で申請中の物は他のEU加盟国で再申請が必要となる
 - 既に英国のICOで認められているものについても、新しいLead Authorityを任命することが必要とされている (再申請についてはあいまいなまま)
 - 英国政府はEUが日本に関して出している十分制認定を尊重するとしている
- ePrivacy Regulationsに関してはまだ委員会と理事会からの案が出ているだけであり、英国での適用が無い可能性もある。準備は正式な法案が可決されてから行なうことで十分

個別の法分野でのインパクト: 知的財産権

- 英国レベルの権利(特許、商標、意匠)には大きな影響はないと思われる(英国知的財産庁が今後も管轄)
 - European Patentに関しても大きな影響はないと思われる(EPCはEUとは関係ない条約のため)
- 登録が必要ないEUレベルの権利であるUnregistered Design Rightsにも大きな影響はない
 - 類似の権利が英国法の下で作られる
- 欧州レベルで登録・管理が行われている権利であるEuropean Union Trade MarkおよびRegistered Community Design は、英国をカバーしなくなる
 - ただし英国の国内法で類似の権利が与えられるが、離脱から9か月以内に登録を行わなければ、オリジナルのEUの権利の下での優先権は失われる(登録に関するフィーは発生する)
 - 代理人の所在国により、その権利が限られる可能性があることに注意
 - EUの権利に関する連絡先が英国の場合は変更が必要となる可能性がある
- Supplementary protection certificates, plant breeders' rightsは利用できなくなる可能性がある
- 統一特許規則に基いたEU統一特許(Unitary Patent)の導入と、統一特許裁判所(Unified Patent Court)に関わる協定に基づいた統一特許裁判所のロンドンでの設置が検討されていた
 - 英国やドイツなど28か国中25カ国が条約を批准
 - 2017年中のスタートが予定されていたが、2020年以降になる可能性が高い
 - 英国のEU離脱後の取り扱いは不明
- 著作権については、非常に限られた分野(データベース、オンラインコンテンツ、衛星放送 等)においてEUレベルの法律が存在するが、基本的には国際条約に基づいているために、Brexitの影響は少ない
- 知的財産のライセンスについては大きな影響はない
 - 英国での特許ライセンスの登録にも影響はない
 - ライセンス契約で地域がEUとされているものについては見直しが必要?
- Exhaustion of rightsは英国には適用されなくなるが、英国の国内法の下で継続してEUの原則が認められるために、EEAからの並行輸入は、知的財産権の観点からは、今後も認められることとなる
- 知的財産権に対して担保権を設定しているような場合には、Brexitのインパクトがないかどうかを検討することが重要

その他のポイント

- ライセンスに基づいてEUでビジネスを行っている企業は、どのような活動が認められるかを調査し必要となる対応を取ることが必要
- 英国・EU加盟国において支店を有している会社は各国の国内法で追加の情報を求められる可能性がある
- 英国子会社によるEU公共調達への参加への影響
 - 英国独自の公共調達ルールの可能性
- 不動産の売買・賃貸などに関する法的インパクトはほぼなし
 - ただし、ファンドによる不動産投資に関しては金融規制の変更に要注意
- 倒産手続きにおいて、EU全体での統一手続きを英国からは簡単には行えなくなる可能性
- 通信、エネルギー、運輸、航空などの個別の分野におけるインパクトも要検討

まとめ

- 英国議会在離脱合意を承認しないことでまだノーディールやBrexitが起こらないという可能性はあり得る
- ただし、企業が施策を直近で検討しなければならないケースはノーディールのときのみ
 - 離脱合意が結ばれる: 移行期間の間は現状維持 → 特にアクションを取る必要は無い
 - Brexitが起こらない: 変化無し → 特にアクションを取る必要は無い
 - ノーディール: 大きな変化が起こる可能性あり → どのような変化が起こりうるかを勘案し、必要な施策を検討
- ノーディールが起こったとしても英国側では基本的には当面の間はこれまで通りの法律を継続して適用すると述べているために、英国内の活動に関する法律のコンプライアンスに関して直ちにアクション取る必要は無い
- 取るべきアクションは主に物理的な混乱から発生するものに対処するために必要になるものになると想定される(関税手続きの煩雑化(書面、税金、遅れ)、パスポートの消失)
- 英国が完全にEUを離脱した後に関する対策は2020年半ばからでも問題ない(?)
- JETROのレポート:
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/a9bfb87b0bb7cd90.html>

ご静聴有難うございました

岩村浩幸(英国・米国弁護士)

アシャーセント法律事務所

E-mail: hiroyuki.iwamura@ashurst.com

電話番号(東京): 03-5405-6210

電話番号(ロンドン): +44 (0)207-859-3244

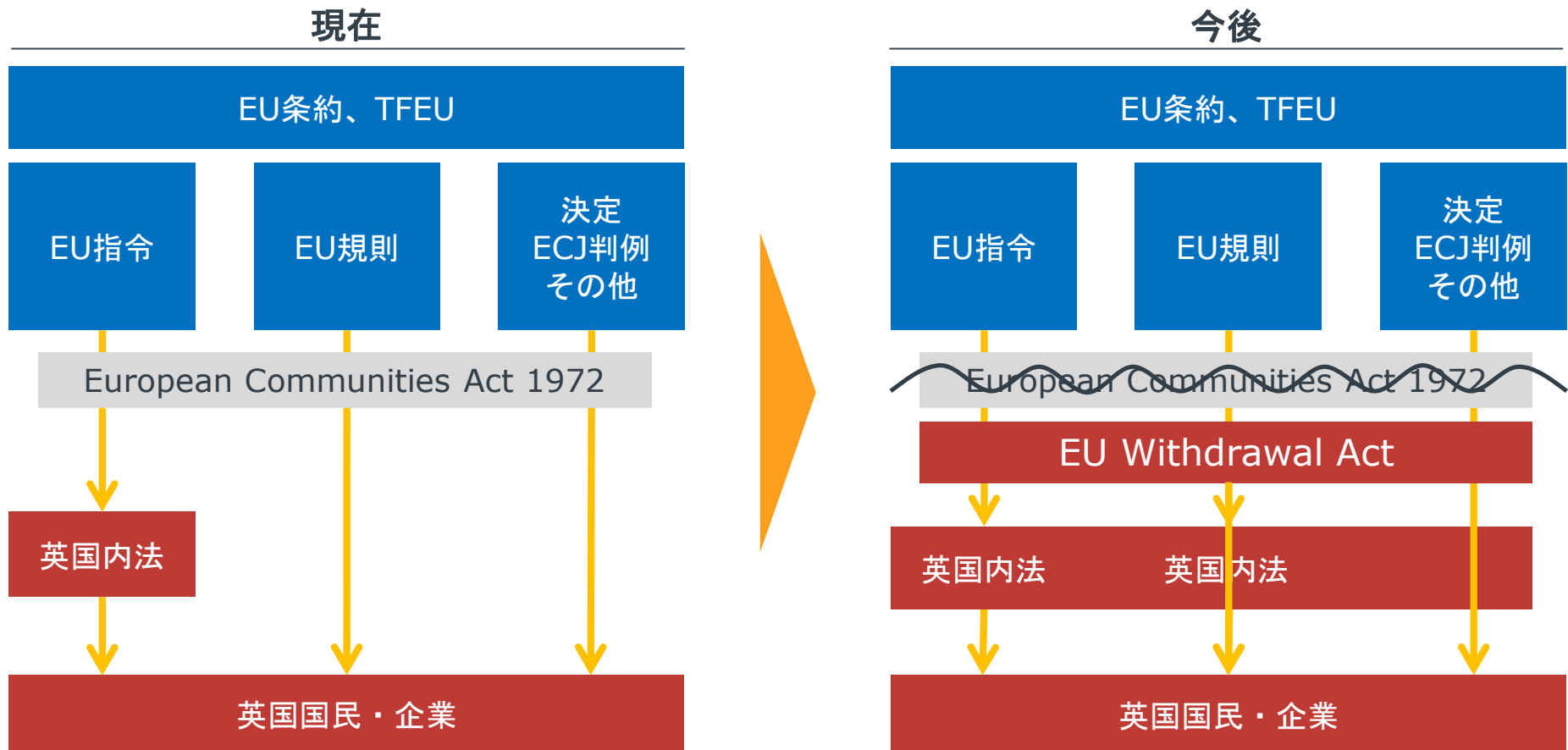
Mobile: +44 (0)780-920-0318

The background features a white page with several colored rectangular blocks: a dark red rectangle in the top-left, a light yellow rectangle in the top-right, and a bright orange rectangle in the bottom-left. A horizontal line with a repeating pattern of orange, dark red, and light yellow segments runs across the middle of the page.

參考資料

ashurst

英国のEU離脱が英国法に与える影響



離脱直後はEU法の内容がほぼそのまま国内法として制定・施行される予定

単一市場と四つの自由

- 単一市場
 - 物やサービスの自由な移動の障害となる域内の障壁や規制が撤廃された統合市場
 - 対外貿易政策に関してはEUがまとめて他国と協議(関税同盟)、共通の政策 等
- 四つの自由
 - 物の移動の自由
 - 関税・量的制限の撤廃
 - 非関税障壁の撤廃(相互認証、物理的・技術的な障壁の撤廃、標準化 等)
 - 人の移動の自由
 - 就業のための国境を越えた移動、加盟国での居住の自由
 - 国籍を理由とした雇用・報酬・その他の雇用条件における差別の禁止
 - サービスの移動の自由
 - 国境を越えたサービスの提供の自由
 - 加盟国における居住・法人の設立を通じたサービスの提供の自由
 - 法人の設立国を理由とした差別の禁止(公共入札など)
 - 資金の移動の自由
 - 資本の移動、直接投資、資産購入のためのローン、保証の提供などの様々な行為を含むEU加盟国間における資金に関する全ての移動に関する自由

EUからの離脱により単一市場へのアクセスとこれらの自由を英国は失う可能性がある

EUを支える法律と機関

- EU法
 - EUに関する条約(Treaty on European Union, Treaty on the Functioning of the European Union等)
 - EU加盟国間の「取り決め」
 - 加盟国は条約の条文に従う義務がある
 - Treaty on European Union (EU条約)の50条に離脱の手続が記載されている
 - 指令: Directive
 - EUの法律で指令の内容に沿った国内法の制定により各加盟国において当該国内法の効力が生ずる
 - 英国での国内法はAct/Regulations/Statutory Instrumentsなどが利用される
 - 規則: Regulation
 - EUの法律で国内法の制定を待たずして直接、各加盟国において法的効力を生ずる
 - 矛盾する国内法に優先する(primacy of EU law)
 - 国内法で補足がされることもある
 - 決定: Decisions
 - 特定の個人・法人などに対してEU機関から出される決定
 - 例: 競争法などに関して欧州委員会から出される決定
- EUの機関
 - 欧州理事会: European Council: 加盟国元首の集まり。外交・農業政策などのEUの政治的基本方針について協議
 - EU理事会: Council of the European Union: 立法機関。加盟国からの閣僚がテーマに応じて集まり協議
 - 欧州議会: 立法機関。各国から議員選出(751人)。EU予算管理
 - 欧州委員会: European Commission: 行政機関。法律案も提出。各国から委員選出
 - 裁判所: (Civil Service Tribunal →) General Court → Court of Justice (ECJ)

aQ Legal and Business Skills 69631624

© Ashurst 2018

_1

ashurst